

平成 24 年度臨時支部代表者会議議事録

日時：平成 24 年 4 月 1 日（日）午後 12 時～午後 2 時 30 分

場所：日本医科大学同窓会橘桜会館 2 階 橘桜ホール

欠席：三重県，愛媛県，高知県

出席：北海道(中村厚志),青森県(桜庭厚),岩手県(井上幸男),秋田県(高橋寿明),山形県(北澤利彦),宮城県(及川洋恵),福島県(原田仁稔),茨城県(柳田篤),栃木県(圓谷勝),群馬県(蒲貞行),千葉県(平田哲士),埼玉県(大塚重則),東京都(石井保吉),神奈川県(仲村武),山梨県(清水幸),長野県(小林幸弘),静岡県(川口詳司),新潟県(渡辺芳明),富山県(堀隆),石川県(尾崎聡),福井県(水野幸恵),岐阜県(奥田清司),愛知県(佐藤初代),滋賀県(富田圭一),京都府(三宅秀一),大阪府(清水恵子),兵庫県(小川隆文),奈良県(安達博成),和歌山県(宮木康夫),鳥取県(植嶋輝久),島根県(松浦幸浩),岡山県(井上博文),広島県(小川勝成),山口県(太田英茂),徳島県(高井チカ子),香川県(中野正行),福岡県(杉島節夫),佐賀県(榊保彦),長崎県(川崎辰彦),熊本県(河野公成),大分県(丸田淳子),宮崎県(佐藤信也),鹿児島県(前田ゆかり),沖縄県(山城篤)

議案：細胞学会の公益社団法人化について

議長：石井保吉支部代表者員会委員長

議事録署名人指名

中村厚志（北海道）

山城篤（沖縄県）

★畠山重春 会長より経過説明

22 年 9 月会誌（イエローページ）に公益法人化を目指すことが公示された。

公益法人化の目的

- 1)公益活動を継続的に行うことにより社会的信頼性が高まることが期待される。
- 2)寄付金に対する税制上の優遇措置を受けられる。

22 年 11 月 公益社団法人設立準備委員会 11 名で設置された。

23 年 12 月 公益認定等委員会より公益認定の内諾を得たとの報告があった。

23 年 細胞学会の公益社団法人化に対する。

日本細胞診断学推進協会のあり方委員会に検討委員会設置（蔵本委員長）。

検査士会でもあり方委員会に将来構想検討小委員会が設置され（古田委員長）検討が始められた。

公益社団法人化が設立されたら

専門医会総務委員会においては、新法人化された学会の理事会のもとに移行することが決定されている。

細胞検査士会の立場について次の1, 2, 3案が討議案となった。

1案 学会内に部会的な組織として移行する(職能団体的位置づけ)。

2案 専門医会が学会へ移行した後の推進協会に検査士会がとどまり、現状を維持する。

3案 検査士会独自で法人化。

検査士会の目的は

“会員の細胞診断学的知識、技能の研鑽ならびに細胞検査士の社会的地位の向上を計ることを目的とすると共に、公衆の安全と健康の保持を最優先する”
とある。この目的を果たすための方針として最も優先するのはどの案かを懸案して選択すべきと考える。

1案とした場合

部会の名称は委員会の下部組織の印象があるので、職能団体的な位置付けとする。
組織図上は理事会直結の位置づけを要望している。
細胞検査士会の資産については担保される。
細胞検査士会の諸事業と自主的予算の執行が担保されること。

2案について：

専門医会総務委員会では公益法人日本臨床細胞学会への意向決議がなされた。
日本細胞診断学推進協会の学会への答申：
NPO 法人解散の時点で協会を解散する。
協会の資産は学会に寄付する。
専門医会と検査士会の代表が学会の常務理事会と理事会に陪席できること。

3案について：

将来構想小委員会では現時点で別団体をたてるという意見は出ていない。
新たな団体の設立については別の次元として考える。

2月の細胞検査士委員長会議において、専門医会と足並みをそろえ、公益社団法人へ移行する方向性が示された。

23年8月一般社団法人設立 (公益法人化にはNPO法人から直接移行できないため)。

新学会での正会員と準会員について

正会員 学会の運営に直接かわれる。(評議員への選挙権および被選挙権を持つ)

準会員 学会の運営に直接かわることができないが、学会における学術活動に関しては平等であり今まで通り保障される。

検査士会においては正会員、準会員ともに同等、平等の権利を有する。

★土屋眞一 公益社団法人設立委員会委員長

検査士会での要望は4月21日の常務理事会までに意見をまとめてもらいたい。

重要なのはNPO法人の解散及び財産の移行には会員の3/4の同意が必要。

参考資料参照

1 なぜNPO法人ではいけないのか

2 一般社団法人の設立

23年8月公益社団法人設立のため11名で設立。

3 公益社団法人移行後について

NPOの財産は公益社団に寄付できるが一般社団法人には委譲できない。

学会支部は別団体で、公益法人傘下の部ではないが「日本臨床細胞学会〇〇県支部」という名称は使用できる。

4 現在の会員資格などについて

質疑応答 支部：支部代表者からの質問

支部：各支部運営が大きく変わることはあるか？

土屋：支部の運営自体は変わらないが、支部会と公益法人は別組織となる予定。

支部：検査士会の今まで取り組みと成果は

畠山：細胞検査士会が委員会の下部組織という位置付けは好ましくない。理事会直結が望ましい。その理由は、将来、各種委員会の委員長にも検査士が就任出来る道を作ることに繋がると考える。

土屋：準備段階で公益法人設立が順調にいくかどうかははっきりしなかったため、会員周知するのが遅れた。

支部：学会員は平等が望ましいのでは？

土屋：技師は望めば正会員になれる。10%枠は撤廃する。また、技師の理事推薦枠も撤廃される。

2年に1回改選があるが、選挙の時だけ正会員になるのはやめてもらいたい。

支部：技師に対する委員長に制限は？

佐々木：正会員は平等である。正会員の中から選ばれた人になるので、専門医、技師の差別はない。

支部：医学会の加盟には医師が8割いないといけないのではないか。

土屋：せっかくなったのだから黙っていればよいので、敢えてその点は外に向かって公表するつもりは無い。

支部：公益事業とは収入の半分以上使わなくてはならない条件はクリアできるのか？

佐々木：CT試験、ワークショップ、セミナーは公益事業である。

支部：細胞検査士会資産（いわゆる繰越金）は学会へ移行して公益事業に使うのか？

佐々木：細胞検査士会資産は協会に属しているので、移行は協会が決めることで学会からは何とも言えない。検査士会の資産も公益法人になれば公益な活動に使わなくてはならない。公益法人になれば、会員に検査士会の資産は個人に返金できない。協会が決めることだが、協会に所属している間は、検査士会個人に返金することも不可能ではないと思う。専門医会は新法人になり学会に移行することに賛同を得ている。お金のことは些細なことで企業からも寄付がもらえるので心配していない。

支部：技師が準会員6000円ばかりであったら学会運営は大丈夫か？

土屋：なるべく正会員になってもらいたい。とりあえずやってみてから見直すこともありえる。

佐々木：検査士委員の要望で会費を安くした。事務の経費を削減して昨年度の学会は1400万円黒字であった。

支部：専門医会の協会から公益社団への移行は順調、検査士会の事情は異なる。

佐々木：学会では平等だが国家資格が違うので、職業が異なることで差はある。

職能団体としてNPO法人では扱いが低く、公益法人にならないと意見が通らない。細胞検査士会会員が公益法人に賛同して頂けるなら、今までの懸念していることはない。

支部：細胞検査士会支部について、学会としての考えはあるか？

土屋：学会は学会支部（専門医＋検査士）を対象として何らかの契約状態を考える。

検査士会支部は対象としない。任意団体の存在の有無は関知しない。

各支部と学会との関係を検討する必要がある。

佐々木：各支部は独自の運営なので、会費も各県によって違うし、会計上難しいので公益法人の名称は使えない。任意団体の設立、運営は自由である。しかし学会が指図することはできない。今後は支部会全体での検討が必要。

土屋：各県支部会が活動していないところもあるので、今後本学会しか入らない人も増えて

いるので学会でも検討していかなくてはならない。

支部：正会員を増やすにはどのように活動するのか？

畠山：できれば全員正会員になってほしい。少なくともここにいる人は全員正会員になってもらいたい。各支部に戻って正会員のメリットを説明して、できれば学会で検査士の立場を高めるためにも会員に趣旨を理解してもらいたい。しかし、準会員の意見も汲み上げてゆかなくてはいけない。

休憩

13：40～

支部：細胞検査士会として会員への周知方法は？検査士会役員会からの情報を流してほしい。

畠山：本日の意見を踏まえて1週間以内に要望書を作成し、役員会で確認し、代表者にも送付します。4月21日の常任理事会に提出する。

支部：非常勤や勤務していないCTの資格更新について、
公益活動に対する点数(クレジット)はもらえないか？

佐々木：現在は協会の事業のものもあり、公益社団法人化したら学会として検討したい。
公益活動は学会事業であり点数(クレジット)化したい。

支部：細胞検査士は正会員・準会員選択可能、医師・歯科医師は正会員のみ、理由は？

佐々木：NPO法人細胞学会は医学会に入るのに50年かかった。理事長としてせっかくな
った医学会を継続させるために医師には義務・責任がある。医師であるならば医学
会に入るのは義務だと思っている。

支部：医学会を維持継続するための医師とその他の会員割合について最低条件はわかっ
ているか？

佐々木：医学会にはどうしてもとどまりたい。いったん入ったので、そう簡単には外れない
と思うが、厚生労働省の文面からは8割の医師の入会が必要だが、細胞検査士が3
割になってもかまわないと思うが、不透明な部分もあるのでわからない。

支部：今後のスケジュールは？

土屋：25年3月公益社団法人設立を目指している、その前に細胞検査士に正会員、準会員
を選択していただく。その選択は春の学会以降になる。この春の学会は非常に重要な
学会になる。今、お集まりの検査士会支部長がまとめていかないとうまくいかないと思
っている。

★佐々木寛 理事長

細胞学会は医学会では 99 番目、未だに NPO 法人である。

公益社団となり、他の学会と肩を並べる学会となりたい。そのため医学会での幹事に立候補した。幹事に選出はされなかったが日本臨床細胞学会の存在は示せたと思う。

先人のここまでの思いである公益社団法人になるチャンスが今訪れているので、公益法人になると色々なメリットが生まれることについて述べたい。

公益事業で国民の健康を守る。

寄付金により活動を大きくしたい。

唯一の団体として認知される。官公庁への発言力向上。病理学会に比べると細胞学会は弱い。職能団体としてはまだ地位が低い。保険点数が上がる可能性もある。

協会と学会を統一して効率化、単純化、公益法人にすれば黒字にしくなくてもよい。

理事長としての願いは、公益社団法人にしてみんなで国民の健康を守りたい。

NPO 法人解散に当たり 4 分の 3 の賛成を得るのは非常に大変なのでぜひ検査士会の協力をいただきたい。

★青森、宮城、福島各細胞検査士支部長から大震災被災支援に対するお礼の挨拶があった。

★小川規約委員長

検査士会役員選挙について、選挙人選出を各支部に依頼する。選挙人はできるだけ公平に選出願いたい。できれば選挙で願いたい。また、選挙人数を増やしていきたい。人数は前回の倍程度。会長、副会長は各支部から選挙人での選出になる予定。

支部：どうやったら正会員になってくれるのか？説得方法は？

畠山：検査士は約 7,000 名、2 割で 1,400 名を是非確保したい。もし細胞学会の中に細胞検査士会が公益法人に移行した場合に皆さんの協力がないと難しいし、意見を聞きながら進めていきたい。

小川：正会員、準会員になるかの調査方法は決まっていない。公益法人への移行は影響しない。公益法人になってからでも正会員、準会員の変更はできる。

石井：強制はできませんが、なるべく正会員になってもらうように働きかけていきましょう。畠山会長から要請を受けて理事長、土屋委員長から説明を受けたのでこれを県に持ち帰り説明して頂きたい。

閉会

書記 平田哲士（千葉県）
原田仁稔（福島県）

議事録署名人：中村厚志(印省略)

議事録署名人：山城 篤(印省略)